

## 国立大学法人東京外国語大学職員表彰規程

〔平成16年4月1日〕  
規則第64号

改正 平成20年4月1日規則第37号 平成20年11月25日規則第58号  
平成26年10月14日規則第48号 平成30年1月23日規則第3号  
令和5年3月16日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則(平成16年規則第52号。以下「就業規則」という。)第55条の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学(以下「本学」という。)の職員に対する学長の行う表彰については、この規程の定めるところによる。

(被表彰者)

第2条 表彰は、本学の職員であって、次の各号の一に該当し、かつ勤務成績が良好である者について行う。

- (1) 教育・学術上の顕著な功績又は職員の模範として推奨するに値する功績を挙げ、本学の発展に貢献したと認められる者
- (2) 勤労感謝の日において、国及び地方公共団体の機関、国立大学法人並びに独立行政法人(以下「官公庁等」という。)の職員としての引き続いた在職期間(以下「勤続期間」という。)が20年以上であって、当該勤続期間のうち本学の職員として在職した期間が10年以上である者
- (3) 退職(死亡による退職を含む。)の日において、次のいずれかに該当する者
  - イ 勤続期間が20年以上であって、当該勤続期間のうち本学の職員として在職した期間が10年以上である者のうち第2号に該当する者として表彰されていない者
  - ロ 勤続期間が30年以上であって、当該勤続期間のうち本学の職員として在職した期間が15年以上である者
- (4) 定年退職の日の本学の職員として在職し、学長が表彰するに相応しいと認めた者

(表彰)

第3条 前条第1項第2号から第4号の表彰は、1人の職員について1回とする。ただし、前条第1項第2号に該当して表彰された職員が同条第1項第3号ロ又は第4号に該当することとなった場合においては、この限りでない。

(表彰状の授与)

第4条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の日)

第5条 表彰は、次の各号に掲げる日に行う。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する者 その都度定める日
  - (2) 第2条第1項第2号に該当する者 勤労感謝の日
  - (3) 第2条第1項第3号又は第4号に該当する者 退職の日
- (勤続期間等の計算)

第6条 第2条第1項第2号及び第3号に規定する勤続期間の計算は、官公庁等の職員となつた日の属する月から表彰の日の属する月までの月数による。

2 勤続期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、その月数を前項の規定により計算した勤続期間から除算する。

(1) 休職の期間（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る休職の期間及び国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等に関する規程（平成16年規則第56号）第21条第1項第4号、第5号、第7号及び第8号の規定に係る休職の期間を除く。）

(2) 育児休業の期間

(3) 懲戒処分により減給又は出勤停止とされた期間

3 前2項の規定は、本学の職員として在職した期間の計算について準用する。

4 本学の職員が、学長の要請に応じ、引き続いて他の官公庁等の職員となり、かつ、引き続き当該官公庁等の職員として在職した後引き続いて再び本学の職員となつた場合における当該官公庁等の職員としての在職期間は、本学の職員として在職した期間に通算する。

(雑則)

第7条 表彰に関し必要な事項は、この規程で定めるもののほか、学長が定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第2条の本学の職員として在職した期間には、国立大学法人東京外国語大学及び東京外国語大学の職員として在職した期間を通算する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年3月31日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月14日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学職員表彰規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年1月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月16日から施行する。



別紙様式（第4条関係）

第2条第1号による場合

表 彰 状

氏 名 殿

あなたは（内容はその都度定める）ここに表彰します

(元号) 年 月 日

国立大学法人東京外国語大学

学 長 氏 名 印

第2条第2号による場合

表 彰 状

氏 名 殿

あなたは永年国立大学法人東京外国語大学に勤務し職務に精励されました  
よってここに表彰します

(元号) 年十一月二十三日

国立大学法人東京外国語大学

学 長 氏 名 印

第2条第3号又は第4号による場合

表 彰 状

氏 名 殿

あなたは永年国立大学法人東京外国語大学に勤務し職務に精励されました

このたび退職されるにあたりその功労を表彰します

(元号) 年 月 日

国立大学法人東京外国語大学

学 長 氏名 印